

岩手県告示第291号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成24年3月27日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社司組
 - (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮三丁目10番20号
 - (3) 代表者の氏名 小泉隆
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（特－19）第1274号
- 3 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 平成24年3月15日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。